
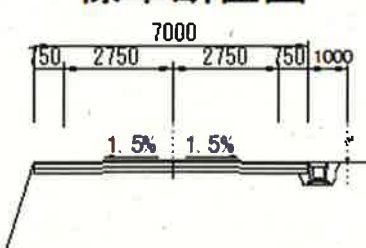
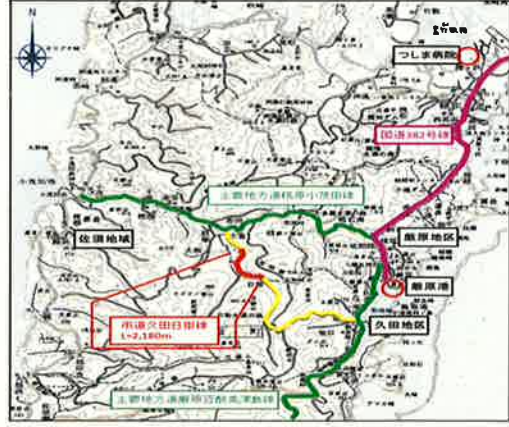


再評価結果（令和元年度事業継続箇所）

担当課：対馬市 建設課
担当課長名：原田 武茂

事業名	1級市道久田日掛線（佐須工区）		事業区分	市町村道	事業主体	対馬市
起終点	自：長崎県対馬市厳原町榎根 <small>ながさきけんつしまし いづはらまちかしね</small> 至：長崎県対馬市厳原町下原 <small>ながさきけんつしまし いづはらまちしもぼる</small>				延長	2.18km
事業概要	1級市道久田日掛線（佐須工区）は、久田地区と佐須地域へのアクセス向上を目的としている					
H17年度事業化	都市計画決定 なし		H17年度用地着手	H18年度工事着手		
全体事業費	18.5億	事業進捗率	84.3%	供用済延長	1.68km	
計画交通量	1,166台/日（H42）					
費用対効果分析結果	B/C	0.85	総費用	(残事業)/(事業全体)	総便益	(残事業)/(事業全体)
	(事業全体)		2.63/23.38億円	4.24/19.92億円	基準年 令和元年	
	(残事業)	1.61	〔 事業費：2.57/23.121億円 維持管理費：0.06/0.26億円 〕			〔 走行時間短縮便益：4.05/18.94億円 走行費用減少便益：0.18/0.93億円 交通事故減少便益：0.01/0.05億円 〕
感度分析の結果	残事業について感度分析を実施					
	【全体事業】交通量変動：B/C=0.76~0.93（交通量 ±10%）			【残事業】B/C=1.43~1.76（交通量 ±10%）		
	事業費変動：B/C=0.79~0.92（事業費 ±10%）			B/C=1.47~1.79（事業費 ±10%）		
	事業期間変動：B/C=0.82~0.89（事業期間±1年）			B/C=1.55~1.66（事業期間±1年）		
事業の効果等	・地域ネットワークの構築（地域産業の活性化や厳原市街地へのアクセス向上が見込まれる） ・安心安全な生活環境の確保及び緊急時の輸送時間の短縮					
関係する地方公共団体等の意見	地元住民より整備の促進及び早期完成の要望を受けている。					
事業再評価監視委員会の意見	—					
事業採択時より再評価実施までの周辺環境変化等	—					
事業の進捗状況、残事業の内容等	平成30年度末までの事業進捗率は84.3%で、用地進捗は100%と進捗しており、今年度も工事を継続して行い、令和3年度の事業完成を目指す。					
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等	厳原町漁協及び地元住民より強い要望を受けており今後も引き続き事業の進捗を図り、令和3年度の事業完成を目指す。					
施設の構造や工法の変更等	—					
対応方針	事業継続					
対応方針決定の理由	事業の必要性を考慮した場合、事業継続が妥当と判断される。					
事業概要図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>位置図</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>標準断面図</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>					

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。
 ※ 総費用と総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

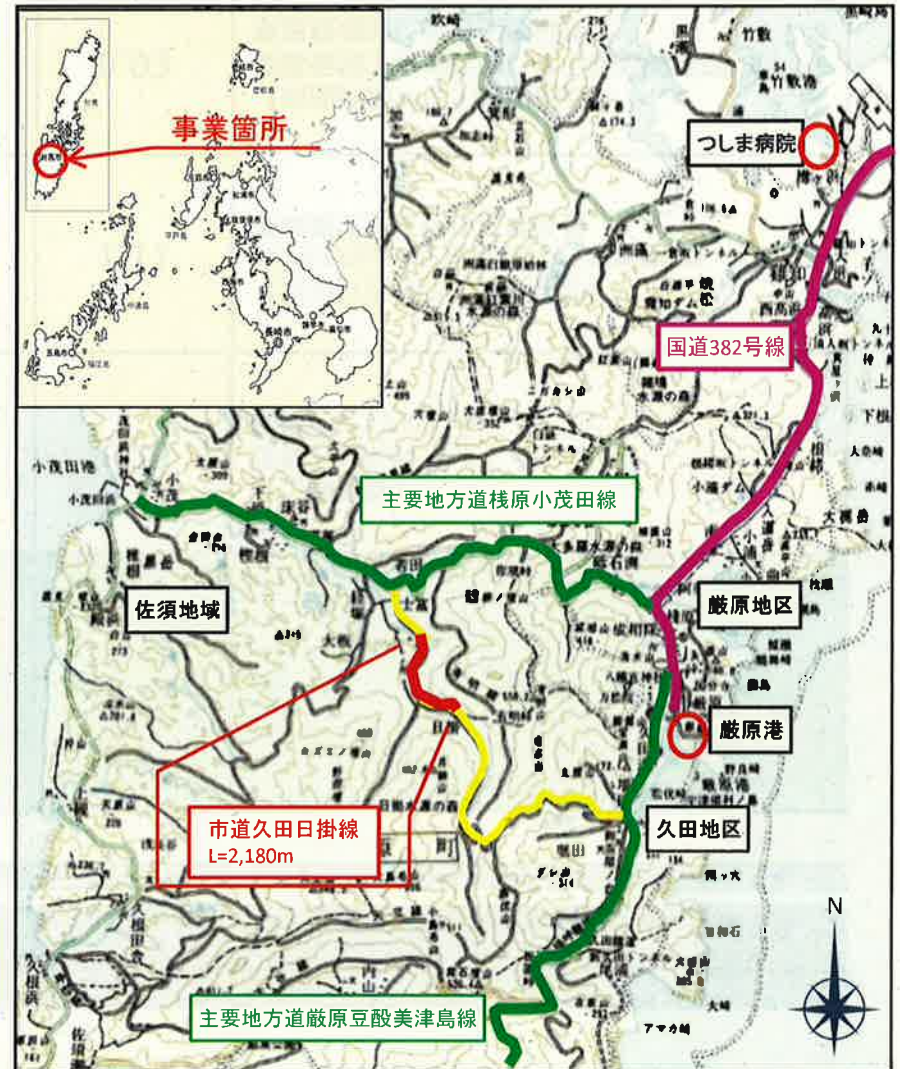
令和元年度 第3回 長崎県公共事業評価監視委員会

再評価対象事業

道維-4 道路改築事業
市道久田日掛線
(佐須工区)

事業主体 対馬市

再評価の理由 再評価後工期変更



1. 審議経過

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B / C	概要
		着工	完了			
当初 (H22新規)	—	H17	H26	12.0	1.20	【工事概要】 延長2.18km 幅員5.5 (7.0) m
第1回審議 (H26年度)	事業採択後 10年経過	H17	H29	15.5	1.11	【当初計画からの変更概要】 橋梁及び法面の工法変更に伴う事業費増額 事業費増加に伴う工期延長
第2回審議 (H30年度)	再評価後 5年経過	H17	R1	18.5	0.93	【前回評価からの変更概要】 橋梁仮設工法の変更に伴う事業費増額 事業費増加に伴う工期延長
第3回審議 (R1年度)	再評価後 工期変更	H17	R3	18.5	0.85	【前回評価からの変更概要】 汚濁水対策の調整に伴う工期延長

2. 目的・事業概要・これまでの経緯

事業の目的

・道路交通の円滑化及び安全性向上を図ることで、地域住民の生活利便性の向上、救急医療体制強化の支援、及び水産業の振興に寄与する。

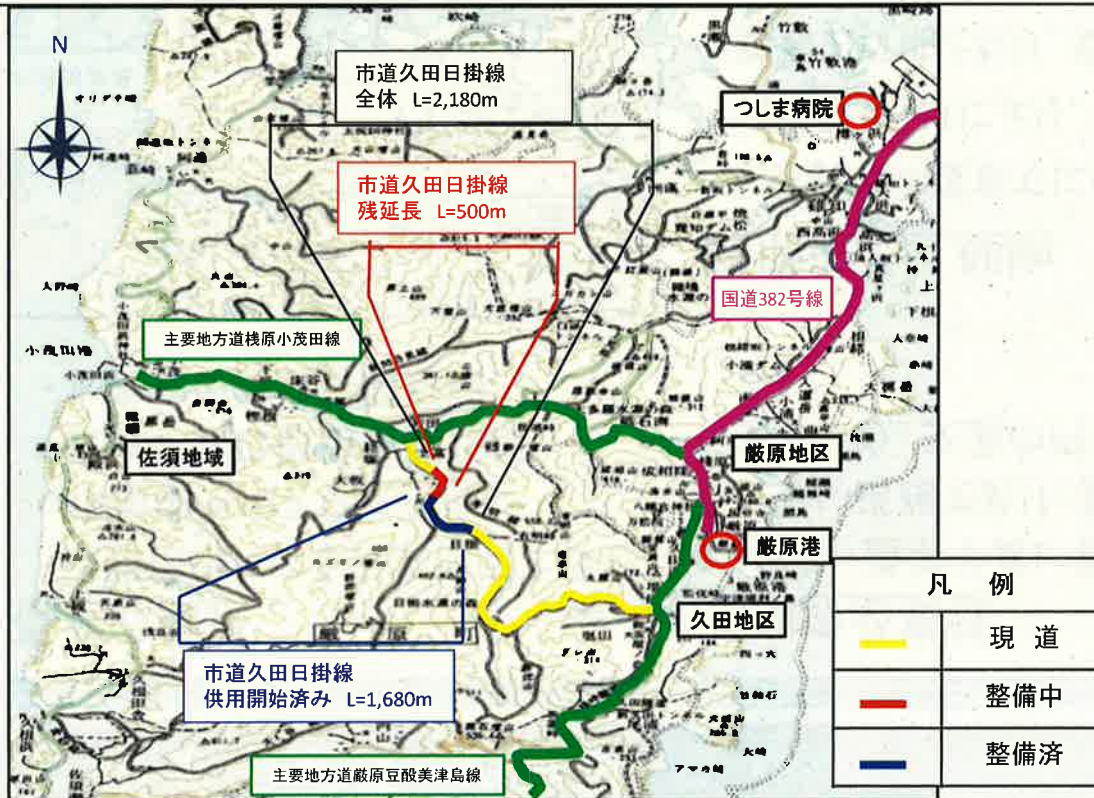
事業概要

事業延長 L=2.18km
幅員 W=5.5(7.0)m
全体事業費 18.5億円
計画交通量 1,166台/日

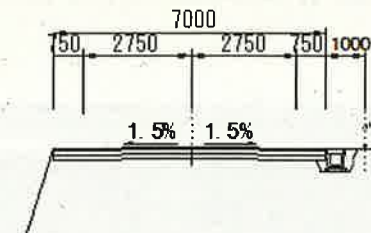
これまでの経緯

平成17年度:事業化
平成17年度:事業着手
平成30年度末:約1.68km供用開始

事業進捗率:84.3%(事業費ベース)
用地進捗率:100.0%(面積ベース)



標準断面図



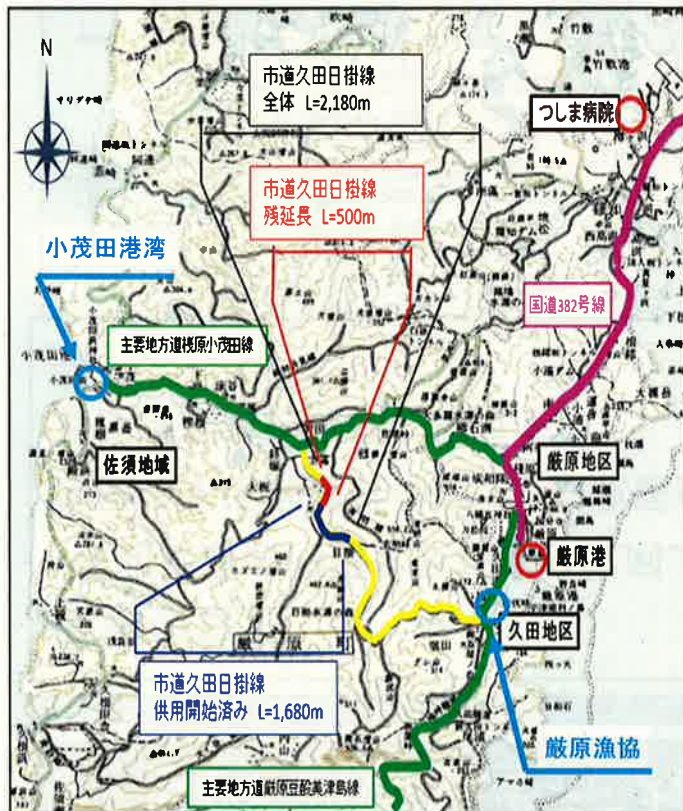
3. 事業の効果・必要性

事業の効果

- ・道路整備による安全性向上及び市街地へのアクセス向上
- ・救急車両の搬送時間短縮
- ・水産物の輸送時間短縮

事業の必要性

- ・通勤・通学や買い物、救急搬送など、地域の生活に欠かせない道路であり、基幹産業である水産業の輸送経路でもあるため、交通の円滑化及び安全性向上が求められている。



完成工区: 1.68km

- ・平成30年度までに供用開始延長L=1.68km。
- ・完成した事により、2車線の幅員が確保され大型車との離合も可能となり、安全で快適な走行性が確保された。

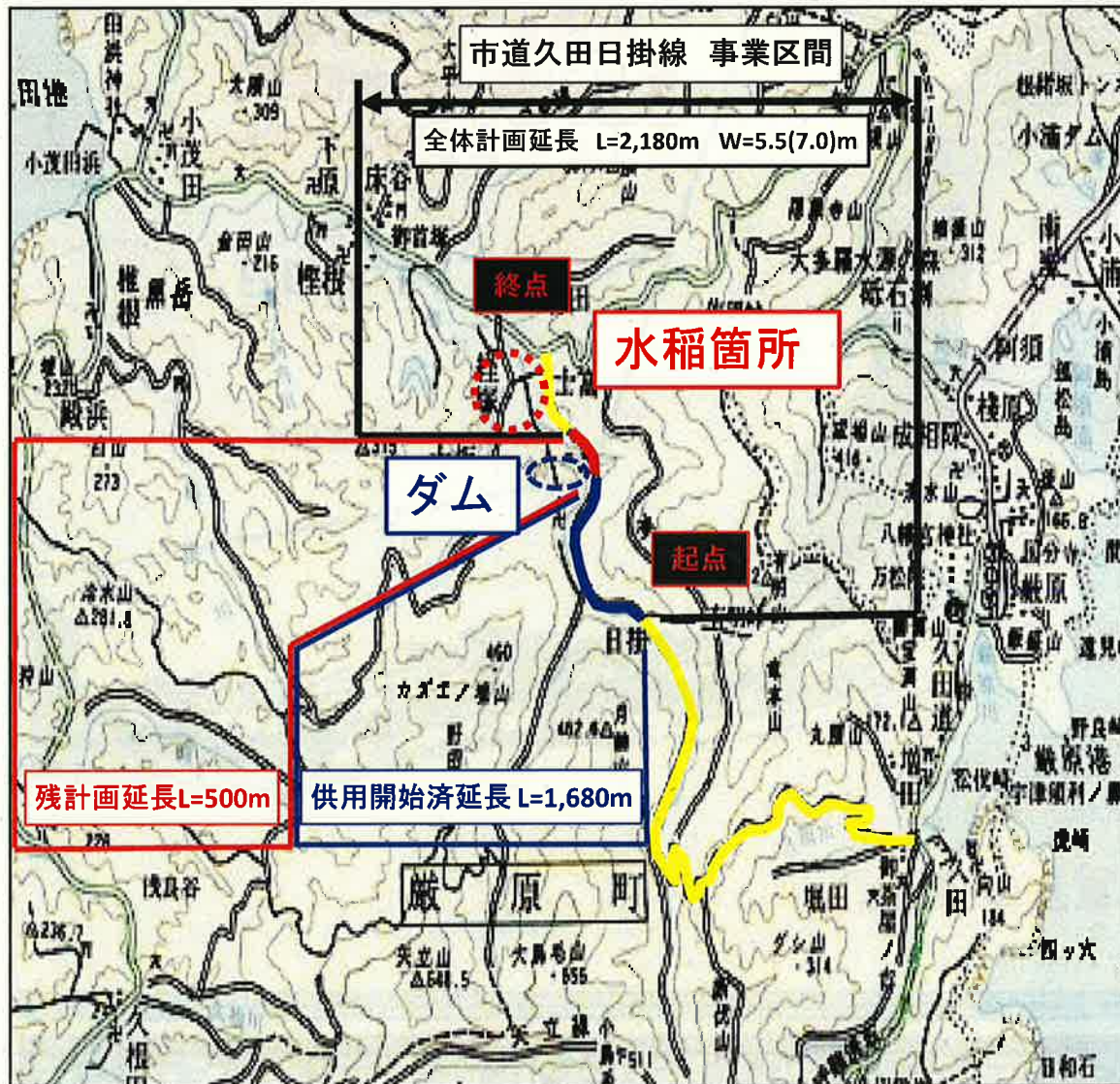
改良前



改良後



4. 事業の進捗状況(事業期間の見直し)



「完了工期」

R1(前回) → R3(今回)

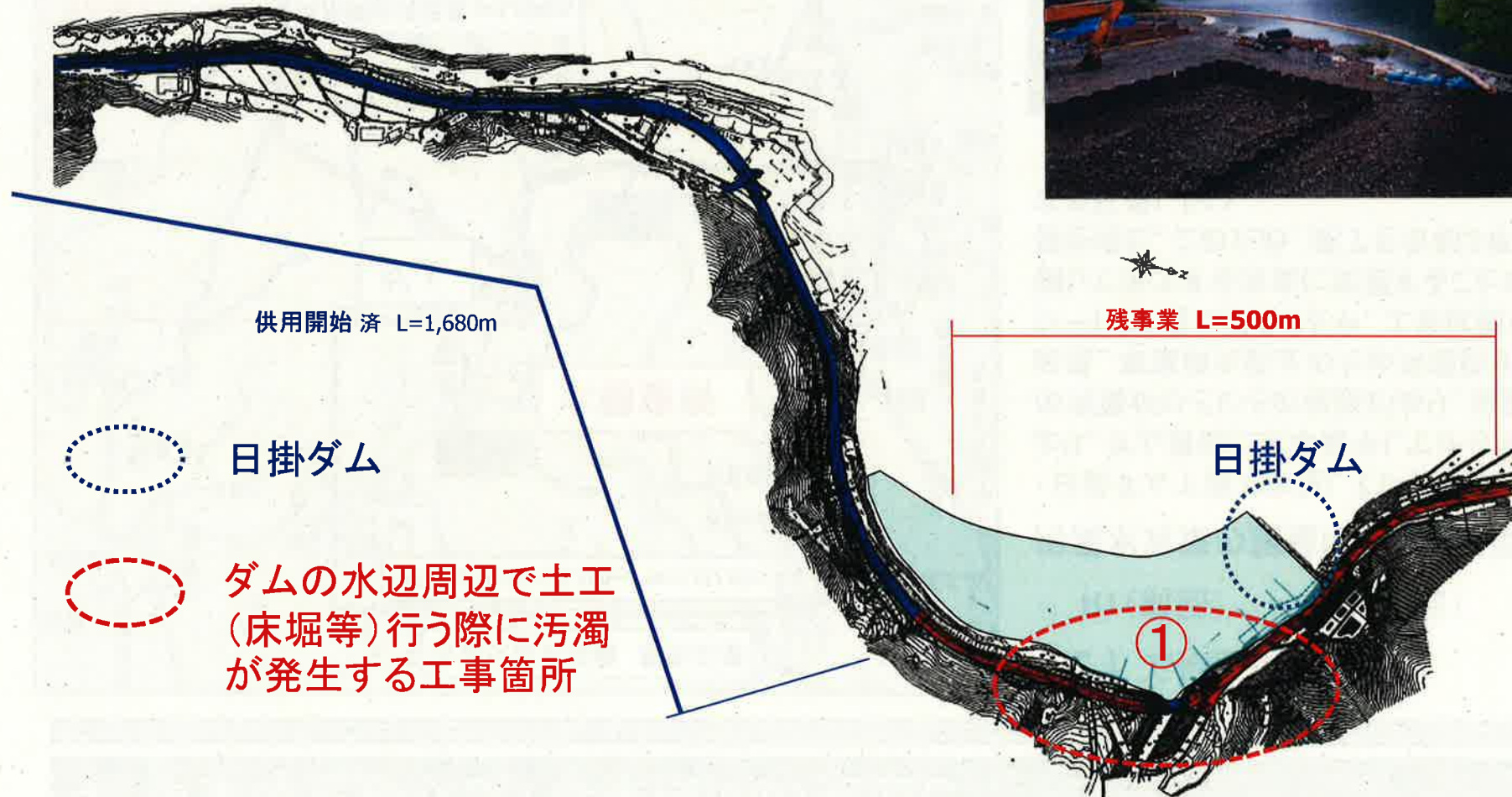
汚濁水対策の調整に伴う工期延長

・日掛ダム下流で水稲している農家住民より、ダム周辺に工事着手してから用水の汚濁がひどいとの相談があり、協議の結果、事業損失防止のため汚濁防止シートを2重に張ることや、工事区間を分割して施工する方法に変更することで了解を得た。このため、完了を令和3年度まで延長したい。



4. 事業の進捗状況(事業期間の見直し)

①周辺の写真



5. 事業の投資効果

◆ 費用対効果(B/C)

項目	前回評価 (平成30年度)	今回評価 (令和元年度)
残事業	1.17 = 4.53億円 / 3.87億円	1.61 = 4.24億円 / 2.63億円
全事業	0.93 = 21.01億円 / 22.64億円	0.85 = 19.92億円 / 23.38億円

〔費用〕

- ・道路整備に要する事業費(工事費、用地費)、道路維持管理に要する費用

〔便益〕

- ・走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益

〔プラス要因〕

- ・費用便益分析マニュアルの改定
→貨物車原単位(価格)の増加

〔マイナス要因〕

- ・事業期間の延長

6. 対応方針(原案)

費用便益比は1.0を下まわってはいるが、当該事業は市町村道事業に該当するものであり、社会資本整備総合交付金交付要綱に道路事業で市町村道事業は、費用便益比を整備計画に記載する対象事業となっていないため、事業継続は可能。

(社会資本整備総合交付金要綱一部抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱	
平成22年 3月26日 制定	令和元年 10月 9日 最終改正
<p>第1 通則</p> <p>社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第2 目的</p> <p>社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第3 定義</p> <p>一 社会資本整備総合交付金</p> <p>第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより<u>地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本整備総合計画」という）に基づき事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。</u></p> <p>二 交付対象事業</p> <p><u>第6に掲げる事業等のうち、社会資本整備総合計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。</u></p> <p>第6 交付対象事業</p> <p>交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、<u>基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第II編において定めるものとする。</u></p> <p>一 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p>	

附属第II編 交付対象事業の要件		
<p><u>社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第6）の細目については、この編に定めるところによる。</u></p> <p>ただし、附属第III編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>基幹事業として社会資本整備総合計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府神保第148号・警察庁甲官発第136号・総官令第161号・24文科施第9号・厚生労働省発令0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境発第120406012号通知）別表別紙3に掲げるものを除く。</p> <p>ハ 基幹事業の費用便益比</p> <p>要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。 なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。</p>		
基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	備考
1 道路事業		
(1) 道路事業	○	<p>新設・改築事業のうち、<u>全体事業費10億円以上の事業（以下の①及び②に掲げる事業を除く。）に限る。</u>ただし、連続立体交差事業については、全てを算出対象とする。</p> <p>①市町村道事業 ②事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていない事業</p>

6. 対応方針(原案)

○整備計画の見直し

- ◆道路交通の円滑化及び安全性向上を図ることで、地域住民の生活利便性の向上、救急医療体制強化の支援、及び水産業の振興に寄与する。
- ◆事業進捗率は事業費ベースで約84%であり、用地進捗率は100%となっている。
- ◆事業の完成も間近であり、地元要望も強いことから、期間を延長し事業に取り組みたい。

